

2018年7月12日

入学者選抜方法検討ワーキング・グループ答申

【1】設置・検討の経緯

「入学者選抜方法検討ワーキング・グループ」（以下「WG」と言う。）は、2018年4月3日の入試監理委員会において設置が決定された。その任務は「半年程度で大学入学共通テストの利用等に関する事項を検討する」ことであり、「大学入学共通テストの利用等に関する事項を決定するに当たっては、入試制度委員会に諮ったうえで、入試監理委員会に諮るものとする」と定められている。

同年5月24日の役員懇談会において名簿（別紙参照）が総長から提示され、石井洋二郎理事・副学長が座長に指名されるとともに、WGではいっさいの前提抜きにゼロベースで、東京大学入学試験における大学入学共通テストの利用等について議論することがその場で確認された。

6月12日の第1回会議において、本WGは当面、2020年度から始まる予定の大学入学共通テストにおいて「大学入試英語成績提供システム」の参加要件を満たすと確認された民間の英語試験（以下、「認定試験」と言う。）の活用可能性について検討することに任務を限定すること、また、社会情勢に鑑みれば「半年程度」の時間を費やす余裕はないため、7月半ば頃までの答申を目途に集中的に審議することが確認された。6月13日付でメールによる「意見分布調査」を行った後、6月26日に第2回会議が催され、その後はメール審議によって検討を重ねた上で、本答申の提出に至ったものである。

【2】WGからの提案

多様な角度・観点から慎重に審議した結果、WGとしては、ありうる選択肢として以下の3つを提案することとした。

提案1：出願にあたって認定試験の成績提出を求めない。

提案2：認定試験をめぐる諸課題への対応について文部科学省ほか関係機関からの具体的かつ詳細な説明を受け、十分に納得のいく回答が得られたらその時点で認定試験の活用可能性について検討する。

提案3：認定試験のA2レベル以上の結果を出願資格とするが、一定の条件のもとに例外を認める余地を残し、可及的速やかに具体的な要件を定める。

WGとしてはこれら3つに1~3の優先順位をつけて提案するが、この順位は今後の議論を拘束するものではない。

以下、それぞれの提案についてその背景と理由を説明する。

【3】提案1の背景と理由

東京大学は「東京大学憲章¹」の「I. 学術（教育の目標）」において、「東京大学で学ぶに相応しい資質を有するすべての者に門戸を開くことを謳っている。これは本学が広く社会に開かれた大学として、可能な限り多様な学生を受け入れることを目指す基本的な姿勢を示したものであり、入学者の選抜もこの精神に基づいて実施されている。

本学の一般入試は3段階で行われている。

- (1) 出願資格の確認
- (2) 第1段階選抜：大学入試センター試験の成績による
- (3) 第2段階選抜：第1段階選抜の合格者を対象として第2次学力試験を行い、その成績と大学入試センター試験の成績とを総合して判定する（理科3類のみ、面接試験の結果を総合して最終合格者を決定）

このうち(1)については、直近の「平成30年度東京大学入学者選抜要項」では「高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成30年3月卒業見込みの者」（あるいはこれに準ずる学習歴を有する者）で「大学入試センター試験のうち、本学が定める教科・科目の全てを受験した者」を、一般入試の出願資格者として定めている。

大学入試センター試験（以下「センター試験」と言う。）は、国公立大学共通一次試験に代わって1990年度に導入されて以来、すでに30年近く実施されてきた実績を有しており、高等学校修了段階で求められる基礎的な学力をチェックする機能を果たしてきた。本学は文系・理系とも国語、地理歴史・公民、数学、理科、外国語の各教科を受験することを求めているが、それは特定の教科に偏らない幅広い学力をそなえていることを「東京大学で学ぶに相応しい資質」を担保する条件と考えているからである。

ただしセンター試験に関しては「本学が定める教科・科目の全てを受験」していることのみが出願資格の要件であり、一定水準以上の成績を収めていることを条件とはしていない。すなわち、上記(1)はあくまでも(2)の対象となる資格を確認することが目的であり、この段階で成績による実質的な「選抜」を行うことはしていない。

一方、国立大学協会（以下「国大協」と言う。）は、2018年3月30日に「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題の活用に関するガイドライン²」を公表し、英語については「認定試験を「一般選抜」の全受験生に課すとともに、平成35年度までは、センターの新テストにおいて実施される英語試験を併せて課す」とした上で、「①一定水準以上の認定試験の結果を出願資格とする。②CEFRによる対照表に基づき、新テストの英語試験の得点に加算する」という2つの選択肢を提示し、その「いずれか、または双方を組み合わせて活用することを基本とする」としている。

また、国大協は同年 6 月 12 日に「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の活用に当たっての参考例等について³⁾」を公表し、「2. 英語認定試験」の項目で、活用方法についてはあくまで「各大学・学部等が主体的に判断すべきものである」としながらも、出願資格とする場合（①）のレベル設定は「CEFR 対照表に基づき、その一定水準（例えば A2）以上を受験資格とすることが考えられる」と述べ、加点方式とする場合（②）、及び出願資格と加点方式を併用する場合（①+②）についても、それぞれ具体的な参考例を掲げている。

以上の国大協の方針に従って、本学が①の選択肢をとり、「参考例」に従って A2 以上の水準を設定した場合を考えると、この措置はこれまで出願段階においては勘案してこなかった「成績評価」という新たな要素を、しかも英語という特定の科目についてのみ付加することを意味する。これは従来の出願要件を満たす「すべての者に門戸を開」いてきた本学にとって、きわめて大きな方針変更になると思われる。

大学はそこで学びたいと願う多様な人々に対して開かれていなければならない、本学も東京大学憲章の「前文」において、「構成員の多様性が本質的に重要な意味をもつこと」を確認している。この精神はまた、2016 年 3 月 31 日に公表された「高大接続システム改革会議」の最終報告において、「多様な背景を持つ受検者の選抜」が大学入学者選抜改革の重要項目として挙げられている趣旨とも合致している⁴⁾。とすれば、本学の構成員となる希望を持つ者に対して加えられる資格制限は最小限にとどめるべきであり、これまで中等教育修了相当の学習歴とセンター試験の受験によって十分に確認されてきた出願資格以上の条件を安易に付加することには、くれぐれも慎重でなければならない。

ところで文部科学省（以下「文科省」と言う。）が全国 6 万人の高校 3 年生を対象に実施した 2017 年度の英語力調査によれば、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」については、A2 レベル以上が順に 33.6%、33.5%、19.7%であり、「話すこと」の調査（こちらの対象は高校 3 年生 1 万人）では 12.9%にすぎない⁵⁾。本学への入学を志願する高校生が比較的上位の層に属することは予想されるとしても、この基準をそのまま出願資格に適用すれば、他の教科においてはきわめて優秀であるのに英語だけは苦手な受験生が、その一事をもって最初から排除されてしまう恐れがある。

WG の中には、では認定試験の水準を最低限の A1 に設定すればいいではないか、という意見もあった。すなわち、実質的な選抜機能を持たせない形で、センター試験と同様に受験することだけを出願資格にするという発想である。

これは一見すると、認定試験の影響を最小限にとどめてほしいという高等学校側からの要望⁶⁾にも合致する方法に思えるが、もし合否判定にいきい用いないのであれば、そもそも受験を出願要件とする意味がない。本学がセンター試験の受験を出願要件にしているのは、あくまでもその成績を第 1 段階及び第 2 段階選抜に用いているからであり、合否判定とは無関係に認定試験を受けることだけ求めるというのは、合理的な説明のつかない解決策である⁷⁾。

それならば、水準を A1 レベルに設定した上で、国大協ガイドラインの②にあるように、センター試験の成績に加点して第 1 段階（及び第 2 段階）選抜の可否判定に用いればいいではないか、という考え方もありえよう。しかしその場合、公平性を担保するために⁸対象となる認定試験を 1 種類に限定すれば、当該試験を受けていないと出願できなくなるので、結果的に門戸を狭めてしまうことは確実である。一方、複数の認定試験を用いた場合は、異なる実施主体の試験成績を公平に数値化して加点することは事実上不可能であるから、この方式も採用することはできない（ゆえに①+②の方式をとることもできない）。

したがって、WG として優先順位第 1 の選択肢として提案したいのは、少なくとも当面は「**出願にあたって認定試験の成績提出を求めない**」というものである。これは「認定試験を「一般選抜」の全受験生に課す」という国大協ガイドラインの基本方針とは相容れない提案であるが、そもそも学部入試を行う 82 の国立大学は教育目標も学生に求める資質も一様ではないはずなので、例外をいっさい認めないような文言で全国立大学を拘束すること自体が適切ではないと思われる。

文科省が 2017 年 7 月 13 日付で公表した「大学入学共通テスト実施方針⁹」では、共通テストの英語試験（従来のセンター英語試験）は平成 35 年度（2023 年度）まで実施し、「各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする」とされている。この方針は今日まで変更されていないので、認定試験を利用せずに共通テストのみを用いるという WG の提案 1 は、これに抵触するものではない¹⁰。

しかるに国大協は、2017 年 11 月 10 日付で公表した「平成 32 年度以降の国立大学の入学者選抜制度——国立大学協会の基本方針¹¹」に「認定試験を「一般選抜」の全受験生に課す」という文言を盛り込み、これをそのまま最終的なガイドラインまで踏襲してきた。この方針を打ち出すことで、国大協はいわば自ら文科省の実施方針を一步踏み越えた選択をしたことになる。結論に至るまでにはさまざまな議論があったと思われるし、困難な意見調整にあたった関係者の苦労は並大抵ではなかったと想像するが、その努力を多としながらも、この文言が持つ意味の大きさを指摘しないわけにはいかない。

実際、こうした方針に対しては、すでに本学を含めた複数の大学から「原則として」という一言を入れるよう再三の要求がなされてきた。結局この要求が受け入れられることはなかったが、「国大協としての一体性」を重視するという理由で、少なからぬ大学進学希望者がどの国立大学にも出願することができずに「門前払い」されてしまうことになるような事態は避けなければならない¹²。

国大協が任意参加の団体である以上、その決議事項に厳密な意味での強制力はないはずであるが、それでも正当な手続きを経てなされた合意に反する行動をとるのは、東京大学として決して望ましいことではない。そこで WG としては先の提案 1 と併せて、「2. 英語認定試験」の（基本方針）に「原則として」という言葉を加えること、具体的には以下の通り、「国立大学としては」の後にこの一言を付加することを、東京大学として国大協にあらためて求めることを提案する。

2. 英語認定試験

(基本方針)

新テストの枠組みにおいて、センターが認定した民間の資格・検定試験（以下、「認定試験」）を活用することが有効であるが、十分な検証を行いつつ、その実施・定着を図っていくことが必要であることから、国立大学としては、原則として、新テストの枠組みにおける5教科7科目の位置づけとして認定試験を「一般選抜」の全受験生に課すとともに、平成35年度までは、センターの新テストにおいて実施される英語試験を併せて課すこととし、それらの結果を入学者選抜に活用する。

なお、国立大学協会としては、平成36年度以降に向けて、認定試験の実施・定着状況とともに入学者選抜機能としての実効性などを十分に検証しつつ、大学入学者選抜における英語4技能評価の在り方について、引き続き検討する。

もし以上の変更がもはや認められないということであれば、WGとしてはガイドラインの「基本方針」「……を基本とする」といった記述の枠内にあるものとして提案1をとらえることとしたい。

【4】提案2の背景と理由

一方、「グローバル化」という常套句でしばしば語られるように、国境を越えたヒトやモノの移動が常態化しつつある現代社会においては、加速する社会の変化に応じて、大学もまた変化していかなければならないことは論を俟たない。

東京大学は「アドミッション・ポリシー」において、「入学後の教養教育に十分に対応できる資質として、文系・理系にとらわれず幅広く学習し、国際的な広い視野と外国語によるコミュニケーション能力を備えていること」を入学志願者に求め、「いずれの科類の受験者についても、外国語の基礎的な能力を要求します」と述べている¹³。ここに言う「外国語」は必ずしも英語に限定されるものではないが、本学は科目別に「高等学校段階までの学習で身につけてほしいこと」も公表しており、その「外国語」の項目には「現代社会において、市民的エリートとしての責任を果たそうとすれば、英語力が重要な要素であることは明らかでしょう」、「自分の述べたいことを正しく英語で表現できる発信力が不可欠なこともまた明らかです。英作文の問題が出されるのはこのためであり、現在、「話す」能力の試験を課すことができないのはもっぱら技術的な理由によります」という記述がある¹⁴。すなわち、本学は英語の発信力を重視しており、できればスピーキングテストも課したいが、もっぱら技術的な理由でできないという意味のことを述べているのである¹⁵。

これらの記述を踏まえてみれば、「話す」力も含めた英語によるコミュニケーション能力がすでに東京大学憲章に言う「東京大学で学ぶに相応しい資質」の一部をなしていると解釈することは、決して無理ではない。もちろん、正式な合意を形成するには学内での十分

な議論が必要であろうが、少なくともアドミッション・ポリシー等に即して言えば、英語による一定水準の発信能力が出願段階において必須であるという認識が今や共有されていると考えることは可能である。ではその前提に立ったとき、本学の入試における英語試験はどうあるべきか。

理想的に言えば、第1段階選抜における大学入試センターの英語共通試験にスピーキングテストを導入することが最も望ましい形であろう。しかし文科省も「高大接続改革に係る質問と回答（FAQ）¹⁶」で認めているように、「大学入試センターにおける英語の4技能試験の実施は、特にスピーキング（「話す」）について、約50万人の受験生を同時に評価することは困難である」。実際、韓国では60万人の大学受験生を対象に、2006年に実用英語（スピーキングとライティング）の能力を測る国家的英語能力テストの開発を発表したが、膨大な予算を投じて何度もプレテストを実施したにもかかわらず、採点での大量の計算ミスやシステムの不具合が生じたため、2014年には最終的に計画を中止したという前例がある¹⁷。

では東京大学が第2次学力試験で独自にスピーキングテストを実施できるかといえば、9000名を超える受験生を対象にそうした試験を行うことが技術的に不可能であることは前述した通りである¹⁸。そこで文科省が先のFAQで述べているように「英語4技能を総合的に評価するものとして社会的に認知され、既に大学入学者選抜でも活用されている検定試験の活用を一層促進する」ことが代替の可能性として浮上してくるわけだが、では本学としてこの方針を受け入れることは妥当であろうか。

ここで思い出しておかねばならないのが、文科省が2017年5月16日付で公表した「高大接続改革の進捗状況について¹⁹」という文書に対して、国大協が同年6月14日に公表した意見表明²⁰である。そこでは「各大学の入学者選抜において、認定試験の結果を具体的にどのように活用するかを検討するためには、次の点について、早急に更なる詳細が示されることを求める」として、「認定の基準及びその方法」、「学習指導要領との整合性」、「受験機会の公平性担保、受験生の経済的負担軽減等の具体的方法」、「異なる認定試験の結果を公平に評価するための対照の方法」の4項目が挙げられていた。

しかるに先に言及した文科省の「大学入学共通テスト実施方針」（2017年7月13日）では、これらの疑問に対する回答が示されていなかった。その代わりに発表されたのが先のFAQであると思われるが、ここには各方面から繰り返し表明されている疑問が網羅的に列挙されているものの、示されている回答は残念ながらいずれも抽象的・一般的なものとどまっているという印象を免れない。

たとえば高大接続の観点から最も重要と思われる「学習指導要領との整合性」については、「整合性について十分確認を行った」と述べられているのみであり、国大協が求めている「更なる詳細」が示されたとは言いがたい。もともと異なる目的をもって設計されている各種の試験がそれぞれどのように学習指導要領に整合すると言えるのか、具体的な説明も示されていない。一例を挙げれば、学習指導要領では用いる言語材料に現れるべき新語

の数についておよその規定をしている（現行の高等学校学習指導要領で言えば、中学校までに学んだ語に 1800 語ほど加えたものが「コミュニケーション英語 I～III」で用いるべき新語の数として明示されている）。ところが文科省の回答では、これに認定試験の内容がどのように整合するのか判然としない。

異なる試験の結果を「換算」して用いることによって生じる公平性・公正性に関わる大きな問題についても、同様の印象がある。そもそも CEFR に依拠した換算表の信頼性に対しては英語教育やテスト理論の専門家からもさまざまな疑念が提起されているが²¹、この点については何の説明もないまま「外国語能力の国際的な資料である CEFR」と言及されているだけであり、およそ懸念が払拭されたと言うにはほど遠い。また、2018 年 3 月 26 日に公表された「大学入試英語成績提供システム」の参加要件確認結果について²²によれば、いずれの試験も 4 技能それぞれに同点数を配分し、これを合算して CEFR に照合しているが、学習指導要領では 4 技能の総合的育成を謳っているものの、それらを同じ割合で数値化することの正当性自体は検証されていない。

さらに、スピーキングテストの結果はその方法が「録音」か「面接」かによって左右される可能性が高いし、同じ面接でも、たとえば B1 レベルに対応する英検 2 級のスピーキングは 7 分間であるのに対し、IELTS では 11～14 分と、1.5 倍から 2 倍の時間を費やしている。そして IELTS では最初の自己紹介や日常会話のパートの後、同一のトピックについてスピーチとディスカッションが 7～9 分行われるのに対し、GTEC (Basic, Advanced 共通) では、解答時間が 10 秒から 1 分までの問題を全部で 12 問答える「細切れ」の出題であるといった具合で、これらすべてを一律の基準で判断することはどういできない。

受験機会の公平性については「原則、毎年度全都道府県での試験実施（ただし、当分の間、受検希望者が著しく少ない地域では、近隣の複数県を併せた地域で合同実施することができる。）」とされているが、都市部からの距離や交通機関の利便性により受験機会に限られる、あるいは移動の費用が負担となる受験生の問題は依然として解決されていない。経済的負担についても「経済的に困難な受検生の配慮をしっかりと公表していることも参加要件の一つとして各試験実施団体に求めて」いるとあるが、この要求に対しては認定された試験実施団体の大半が「一定の条件のもとに検定料の低減を検討中」と答えているだけであり、現段階では「しっかりと公表している」とは言いがたい状態である。

また「障害等のある受験生への合理的配慮」を要件にしているとあるが、これについても一部を除いて多くの試験実施団体が同じ文言で将来的な対応に言及しているに過ぎず、何を配慮すべき事項とするか、これにどう対応するかなどについては、少なくとも現時点ではほとんど明らかにされていない。特にスピーキングテストを一律に課す場合、緘黙など「話すこと」に関わる障害をどう扱うかという、きわめて困難な問題が生ずると思われるが、こうした点について議論された形跡もほとんどどうかがえない。

大学入試センターの「大学入試英語成績提供システム運営委員会」は、これらの諸課題を含めて「各実施主体に対し特に今後一層の取組を求めたい事項²³」を挙げているが、「今

後」の期限は明示されていないし、取組が不十分と認められたら認定の取り消しもありうるのか、また別の試験の認定追加もありうるのか、その場合はどの時期にどのような方法で行うのか、といったことも公表されておらず、不明なままである。

そしてすでに指摘されているところであるが、大学入試における出題ミスや問題漏洩などの不正を絶対に避けなくてはならないことは自明であるにもかかわらず、多くの認定試験が個々の問題を公開していない現状では、これを検証することは不可能である。また、試験の回数や会場（スピーキングにおいては試験官）の増加などの努力が、試験の質や公平性の維持を危うくする可能性も否めない。こうした点について文科省、あるいは大学入試センターが責任を持つ統一的な検証や問題解決のシステムを持たぬまま、これを「共通」試験として全国の受験生に課しているものであろうか。

以上、批判的なことばかり書き並べたが、これらの懸念は本学に限らず、他の国立大学の多くが共有していると思われる。文科省もこれらの山積する課題に対して真摯に対策を検討している途中であると思うが、大学側としては、明確な解決の見通しが立たないままに認定試験活用の決定を急いで受験生の不安や混乱を拡大するわけにはいかない。本来であれば、こうした諸課題について十分な対策が講じられていることが確認されてから実施時期を決めるべきであろう。

2020年という実施時期の設定にいかなる合理的な根拠があるのかは必ずしも明らかでなく、拙速という批判もしばしばなされてきた。大きな改革を進めるに際してはある程度のスピード感が必要であることは事実だが、中途半端な状態で見切り発車をすれば、結局、迷惑を被るのは受験生であることを忘れてはならない。したがって、認定試験に関する諸課題への明確かつ具体的な対応が確認されない限り、本学としての判断は留保せざるをえないと考える。

しかしながら、将来の受験生をこれ以上不安な状態に置き続けるべきではないという観点からすれば、いたずらに判断を先延ばしにすることもまた、大学として誠実な対応とは言えないであろう。そこでWGとしては第2の選択肢として、**「認定試験をめぐる諸課題への対応について文部科学省ほか関係機関からの具体的かつ詳細な説明を受け、十分に納得のいく回答が得られたらその時点で認定試験の活用可能性について検討する」**ことを提案したい。そのために、参加要件を満たすとされている認定試験（現時点では22種類）のすべてについて、以下の4項目に（必要に応じて大学入試センター等に確認して）回答することを、東京大学から文科省に求めるよう提案する。

- 語彙、文法等、あらゆる観点から見て、高等学校学習指導要領との整合性がどのように満たされているのか、検証結果の詳細を示していただきたい。
- 個別の認定試験が示している点数とCEFR換算表との対応を横断的に比較・検証し、異なる認定試験の換算結果どうしを同一基準で比較し得るとする根拠を説明していただきたい。

- スピーキングテストの実施体制や採点体制が、公平公正の観点から見て十分に信頼できるとする根拠を説明していただきたい。
- 大学入試センターが各実施主体に対して「今後一層の取組を求めたい事項」として挙げている3つの点（検定料、試験実施会場、障害等のある受検生への合理的配慮）について、それぞれ具体的にどのような対策が準備されているかを示していただきたい。

もし納得のいく回答が得られた場合は、本学としての対応を早急に検討し、できるだけ早い時期に方針を公表することが望ましい。納得のいく回答が得られなければ提案1に戻らざるを得ないが、その場合は認定試験の活用可能性の検討を一時延期し、上記の課題解決に向けてさらなる検討を行うよう文科省に要請すべきであろう。

【5】提案3の背景と理由

ところで以上の提案1と提案2はあくまでも「ゼロベースで」考えた場合の選択肢であるが、今日に至る一連の経緯を踏まえたとき、すでに進行している状況をいっさい考慮せずに東京大学としての判断を下すことが必ずしも容易ではないことは事実である。WGとしては、国大協におけるこれまでの審議過程に本学が十分にコミットしてこなかったことへの反省の上に立って、あくまでも消極的な選択ではあるが、国大協のガイドラインに従って認定試験の活用方法を検討するという可能性も、第3の選択肢として残しておくことが適切であると判断した。

では本学の場合、具体的にどのような活用方法が考えられるのか。ここで東京大学に固有の問題として考えなければならないのは、第1段階選抜と第2段階選抜との関係である。

本学はあらかじめ各科類ごとに第2段階選抜対象者の倍率を公開しており、入学志願者が予定倍率を超えた場合は大学入試センター試験の成績によって第1段階選抜を行うことにしているが、これは第2段階選抜において記述式を中心とした学力試験を実施するために必要な、やむをえざる措置である。記述式試験の採点は1枚1枚の答案と真摯に向き合い、丁寧に対話することではじめて可能になる作業であり、そのためには採点者が膨大な時間と労力をつぎ込まなければならない。おのずから、一定期間内で採点可能な答案枚数は限定される。そのために設定されているのが第1段階選抜による予定倍率である以上、可否の線引きは厳密な数字によって行われなければならない。

一般に「足切り」と呼ばれるこうした選抜方法に対しては、しばしば「知識偏重」「1点刻み」といった批判がなされてきた。たとえば現在の高大接続改革の議論の底流をなす中央教育審議会の答申²⁴（2014年）を見ると、「あらかじめ設定された正答に関する知識の再生を一点刻みに問い、その結果の点数で選抜する評価」からの脱却が主張されている。

この主張自体の妥当性については賛否両論ありえようが、少なくとも「1点刻み」の成績評価を否定することは、入試があくまで一定の入学定員を前提とした「選抜試験」である

という事実とは原理的に相容れない考え方である。定員を厳格に守るためには、どこかで線引きをしなければならないのは必然であり、そのためには成績を「1点刻み」で数値化せざるをえない。複数の大学で出題・採点ミスによる追加合格者を出す事態が相次いだことからわかる通り、僅かな点数によって合否が左右されてしまうのが入試の現実である。問題なのは数値化することそれ自体ではなく、いわば便宜上の選別装置に過ぎない数字が独り歩きして、あたかもそのまま人間の価値を測定する基準であるかのように錯覚されてしまうことであろう²⁵。

したがって本学の入試では、第1段階選抜であれ第2段階選抜であれ、厳密に数値換算することが不可能な認定試験の成績を利用することはできない。唯一の可能性は、出願段階で実質上の「選抜」を行うことになることを承知の上で、複数の認定試験のA2レベル以上の結果を出願資格とするという選択肢のみである（ガイドラインの①）²⁶。この場合は英語力の大きな評価によってあらかじめ選別された受験生を対象に、従来通りセンター試験の成績によって第1段階選抜を行うことになる。

ただし、東京大学で学ぶに相応しい資質を有しながら、何らかの事情で出願要件を満たせない受験生が存在する可能性がゼロとは言い切れない以上、現段階ですべての出願者に例外なく認定試験の成績提出を義務付けることについては、やはり慎重であるべきだろう。あらゆるケースを想定してセーフティ・ネットをきちんと用意しておくこと、すなわち事情によっては出願要件を欠いていても受験を許可する余地を残しておくことは、国立大学として必須の対応であるように思われる。

そこでWGとしては、いずれの段階においても認定試験の成績そのものを合否判定に用いることはしないという前提のもとに、「**認定試験のA2レベル以上の結果を出願資格とするが、一定の条件のもとに例外を認める余地を残し、可及的速やかに具体的な要件を定める**」ことを第3の選択肢として提案する。具体的にどのような事情であれば斟酌するに値すると判断するのか、それを証明するエビデンスとして何を要求するのか、どの時点で受験の可否を判断するのか、そして出願要件を満たしている受験生との公平性はどのように担保するのか等々、この措置にきわめて困難な課題が伴うことは事実であるが²⁷、それらについては、本学がこの選択肢をとった場合に本WGあるいは新たなWGにおいて検討するのが適当であろう。

【6】本答申の位置づけ

最初に述べた通り、本WGは入試監理委員会の下に設置されたものであり、本答申も入試監理委員会の委員長である総長宛に提出されるものである。したがって、これは東京大学としての最終的な方針決定ではない。大学入学共通テストにおける英語認定試験の活用に関する東京大学としての方針は、WGの答申を受けて入試制度委員会及び入試監理委員会で審議され、最終的には総長が決定することになる。その過程において、本学が以上に述べてきた提案1～3のどれを選択するか、あるいはそのどれでもない第4の選択肢をと

るかは、ひとえに今後の検討にかかっている。

ただし本件が多くの高校・大学等で強い関心の的となり、マスコミ等でも注目を集めている現状に鑑み、WG としてはより広汎な議論に資するため、本答申が総長宛に提出された後、速やかに公表されることを望むものである。なお、この問題に関して東京大学が正式な手続きを経て審議を行ったのは、本 WG が最初であることを付言しておきたい。

【7】おわりに

東京大学は教養学部前期課程の1年次に、理科生は ALESS (Active Learning of English for Science Students)、文科生は ALESA (Active Learning of English for Students of the Arts) という、英語によるライティングとプレゼンテーションを中心とした少人数授業を必修科目として設定している。また、2015 年度からは英語によるスピーキング授業として FLOW(Fluency-Oriented Workshop) も必修科目として加わっている。さらに、2018 年度からは「世界の多様な人々とともに生き、ともに働く」力を養うことを趣旨とする「国際総合力認定制度」(Go Global Gateway) もスタートした。

このように、本学はさまざまなカリキュラム開発や制度改革を通して、これからの時代を生きる学生たちに不可欠な実践的英語力を伸ばすことに注力している。その一環として、英語民間試験を入学後の教育に活用することは十分に考えられる方策であろう。しかしこれは入試段階における認定試験の扱いとは別問題なので、別組織による検討に委ねることにしたい²⁸。

大学は自律的な教育研究の場として可能な限り多様な人々に門戸を開き、未来の社会を担う人材の育成に努めることを責務としている。その目的を達成するためには、入学試験の信頼性を損なって受験生に不安や混乱をもたらすようなことがあってはならないし、中学校・高等学校における英語教育を認定試験対策に走らせて歪めるようなことがあってもならない。その点では、文科省も国大協も目指すところは同じはずである。

東京大学としての意思決定にあたっては、以上のような認識を文科省や国大協とも共有した上で、わが国の教育全体をより良い方向に導くための主体的で建設的な議論がなされることが必要である。本 WG の答申が、そうした実りある議論のための素材として有意義に活用されることを期待したい。

入学者選抜方法検討ワーキング・グループ座長
理事・副学長
石井洋二郎

-
- 1 <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/overview/b04.html>
 - 2 <http://www.janu.jp/news/files/20180330-wnew-guideline.pdf>
 - 3 http://www.janu.jp/news/files/20180612-wnew-exam_framework.pdf
 - 4 高大接続システム改革会議「最終報告」、43 頁。
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/06/02/1369232_01_2.pdf
 - 5 文部科学省「平成 29 年度英語力調査結果（中学 3 年生・高校 3 年生）の概要」。
http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/_icsFiles/afieldfile/2018/04/06/1403470_01_1.pdf
 - 6 宮本久也「高校から見た英語入試改革の問題点」、南風原朝和編『検証 迷走する英語入試』岩波ブックレット、2018 年、26-40 頁。
 - 7 認定試験の成績を合否判定に用いない代わりに、たとえば入学後の英語のクラス分けに利用するといった活用法は考えられるが、これも入学できなかった受験生に対してはいささか説明のつきにくい方法であるように思われる。
 - 8 もちろん、たとえ認定試験の種類を 1 つに指定したとしても、成績標準化の精度によっては、異なる時期に異なるバージョンのテストを受けた受験生の比較が正確には行えないことがあるので、公平性が完全に担保されるわけではない。
 - 9 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/24/1397731_001.pdf
 - 10 今回の WG では議論の対象としなかったが、センター試験の英語を 2024 年度以降廃止して認定試験のみにするという方針については、何ら実証的な根拠が示されておらず、十分な議論もされていない。したがって、その当否については今後、根本的な検討が必要であると考える。なお、提案 1 は必然的に、2024 年度以降も共通テストを実施する可能性を残すべきであるという主張を含んでいる。
 - 11 <http://www.janu.jp/news/teigen/20171110-wnew-nyushi.html>
 - 12 受験生の立場からすれば、大学によって方針がばらばらであると受験準備が大変なので、できるだけ国立大学としては統一的な対応をしてほしいと願うのは当然であろう。しかしながら、すでに 7 つの実施主体が行う 22 種類もの試験が認定され、その活用方法も「各大学・学部等が主体的に判断すべきものである」とされている現状からすれば、もはや「国大協としての一体性」という根拠は失われていると考えるべきではなからうか。
 - 13 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/undergraduate/e01_01_17.html
 - 14 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/undergraduate/e01_01_18.html
 - 15 ただし WG では、そもそもスピーキングテストを入試で課すことの意義そのものに疑問を呈する意見も複数の委員から出された。
 - 16 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1404473.htm
 - 17 山本以和子「韓国：国家英語能力評価試験の挫折」、「IDE」2015 年 4 月号、68-71 頁。
 - 18 ちなみにリスニングテストに関して言えば、東京大学は他の総合国立大学に先駆けて、またセンター試験にも先駆けて、すでに 1988 年から第 2 次学力試験に導入している（センター試験にリスニングが導入されたのは、それから 18 年を経た 2006 年である）。当初はさまざまな技術的困難があったが、それらを克服する努力を重ねながら英語の入試改革を先導してきた実績は、本学の積極的な姿勢を示す事例としてここでも強調しておきたい。
 - 19 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/05/1385793.htm
 - 20 「高大接続改革の進捗状況について」に対する意見。
<http://www.janu.jp/news/files/20170614-wnew-teigen.pdf>
 - 21 羽藤由美「民間試験の何が問題なのか—CEFR 対照表と試験選定の検証より」、南風原朝和編『検証 迷走する英語入試』岩波ブックレット、2018 年、41-68 頁。
 - 22 <http://www.dnc.ac.jp/news/20180326-02.html>

²³ <http://www.dnc.ac.jp/albums/abm.php?f=abm00033011.pdf&n=05>

²⁴ 「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（中央教育審議会、2014年12月22日）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/icsFiles/afieldfile/2015/01/14/1354191.pdf

²⁵ もし1点刻みの選抜試験から脱却したいのであれば、これと背中合わせに大学の入学定員を柔軟化すべきであろう。ところが文科省は現在、むしろ逆に定員管理の厳格化を大学に求めており、柔軟化とは真逆の措置を段階的に実施している。こうした施策を一方で進めておきながら、他方で1点刻みの入試から脱却せよと主張するのは、根本的に矛盾した姿勢と言うほかない。

²⁶ 出願資格をA1レベルに設定する選択肢をとれない理由は、【3】ですすでに述べた通りである。

²⁷ たとえば東京大学の第2次学力試験では、外国語科目として英語の代わりにドイツ語、フランス語、中国語のうち1つを選択することが可能であり、英語以外の外国語を受験する者も少数ながら存在する。こうした受験生にも英語認定試験のA2レベル以上の成績提出を出願要件として求めるのは公平性を欠くように思われるが、認定試験の受験を免ずれば逆の不公平性が生じかねないので、妥当な解決策を見出すことは容易ではない。

²⁸ 東京大学では一般入試とは別枠で「外国学校卒業学生特別選考」を実施しており、第1種（外国人であって日本国の永住許可を得ていない者）についてはすでに「TOEFL (iBT, PBTのいずれでも可) 又はIELTS (国際英語能力テスト。アカデミックモジュール) を出願開始日前2年以内に受験していること」を出願要件としている。また第2種（日本人及び第1種以外の外国人）についても、平成31年度（2019年度）入試からは同様の出願要件を求めることとなった（このほか、推薦入試でこれらの民間試験の成績提出を参考資料としている学部も複数ある）。このように本学が英語の民間試験をいっさい学部入試に用いていないわけではないが、これらはあくまでも「特別選考」であり、いわゆる「一般入試」の対象者とは別の背景・経歴を持つ受験生を対象としたものである。したがって出願要件に違いがあるのは当然であり、一部の入試に民間試験を利用していることが、一般入試の受験生に対して認定試験に特化した勉強を奨励する趣旨ではないことを確認しておきたい。

入学者選抜方法検討ワーキング・グループ委員

(敬称略)

◎座長

◎石井 洋二郎	理事・副学長
福田 裕穂	理事・副学長
岩村 正彦	法学部長
石田 淳	教養学部長
小玉 重夫	教育学部長
中澤 恒子	教養学部教授
伊藤 たかね	教養学部教授
高橋 和久	高大接続研究開発センター特任教授

計 8 名